

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について（議案第120号）

子育て施設課

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

事業所における諸記録の作成、保存等や保護者に対して書面等で交付又は提出を行うものについては、電磁的記録による対応を行うことができることとする。

3 施行期日

公布の日